

北医療生協指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 北医療生活協同組合が開設する北医療生協指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う居宅介護支援及び介護予防支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員(主任介護支援専門員を含む。以下同じ)が、要介護状態または要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供に当たって、事業所の介護支援専門員は、要介護状態または要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

- (2) 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の意向を尊重し、選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
- (3) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスまたは介護予防サービス等が、特定の種類または特定の事業者に不当に偏る事のないよう、公正中立に行うものとする。
- (4) 事業の運営に当たっては、関係市町村、いきいき支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 北医療生協指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 名古屋市北区域東町5丁目114番地

(職員の職種、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員、当事業所の介護支援専門員、他事業所の管理者と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申し込みに掛かる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を順守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 5名以上(主任介護支援専門員 2名以上、介護支援専門員 3名以上)
介護支援専門員は、居宅介護支援及び介護予防支援の提供に当たる。

(営業日と営業時間)

第5条 営業日と営業時間を次ぎのとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日の午前9時より午後5時とする。

(2) 休業日は、国民の祝日及び年末年始(12月30日から1月3日)、

(居宅介護支援または介護予防支援の提供方法、内容及び利用料金等)

第6条 居宅介護支援または介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援または介護予防支援を提供した場合の利用料金の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所、利用者宅、サービス事業所等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 要介護者は最低月1回、要件により2ヶ月に1回、要支援者は3ヶ月に1回、要件によっては6ヶ月に1回
- (5) モニタリングの結果記録 1か月に1回

2 交通費は無償とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、名古屋市北区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体的拘束廃止について)

第9条 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束、制限はおこないません。身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所は利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(虐待の防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。(1) 虐待の発生または、その再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を事業所に従事する者に周知します。

- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所に従事する者に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を管理者が責任者として担当し、適切に実施します。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図る研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後に おいても、これらの秘密を保持する旨を、従業者との契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 12 年 3 月 10 日第 6 条 1 項 2 号を改訂した。

平成 12 年 5 月 29 日第 3 条 2 号を改訂した。

平成 15 年 7 月 14 日第 5 条を改訂した。

平成 15 年 12 月 1 日第 5 条、第 7 条を改訂した。

平成 16 年 12 月 1 日第 4 条 2 号を改訂した。

平成 17 年 7 月 1 日第 4 条 2 号、第 6 条 1 項 5 号、

第 6 条 2 項 1 号 2 号、8 条、9 条を改訂した。

平成 18 年 4 月 1 日第 4 条 2 号を改訂した。

平成 18 年 5 月 1 日第 4 条 2 号を改訂した。

平成 18 年 11 月 1 日第 4 条 2 号、第 6 条 1 項 5 号を改訂した。

平成 19 年 4 月 1 日第 1 条 2 号 4 号、第 4 条 2 号を改訂した。

平成 19 年 5 月 1 日第 4 条 2 号、第 5 条(2)を改訂した。

平成 20 年 2 月 1 日第 4 条 2 号を改訂した。

平成 22 年 6 月 1 日第 4 条 2 号を改訂した。

平成 22 年 7 月 1 日第 3 条 2 号を改訂した。

平成 23 年 11 月 1 日第 3 条 1 号、第 5 条を改訂した。

平成 24 年 4 月 1 日第 4 条 2 号を改訂した。

平成 24 年 6 月 1 日第 4 条 2 号、第 7 条を改訂した。

平成 24 年 9 月 1 日第 4 条 2 号、第 5 条 1 号を改訂した。

平成 25 年 4 月 1 日第 6 条 2 号を削除し、第 7 条を改訂した。

平成 28 年 1 月 5 日第 6 条 2 号を改訂した。

平成 28 年 3 月 1 日第 7 条を改訂した。

平成 29 年 9 月 1 日第 4 条、第 6 条(3)を改訂した。

平成 30 年 6 月 1 日第 4 条、第 4 条(2)第 7 条を改訂した。

平成 31 年 4 月 1 日第 4 条(2)を改訂した。

令和 2 年 4 月 1 日第 4 条(2)を改訂した

令和 3 年 8 月 1 日第 4 条(1)(2)を改訂した。

令和 4 年 4 月 1 日第 4 条(2)第 9 条を追加改訂した。

令和 5 年 5 月 1 日第 4 条(2)を改訂した。

令和 5 年 7 月 10 日第 4 条(2)を改訂した。

令和 5 年 8 月 1 日第 3 条(2)、第 4 条(2)、第 5 条(1)を改訂した。

令和 5 年 10 月 1 日第 4 条(2)を改訂した。

令和 6 年 4 月 1 日から施行する

令和 8 年 4 月 1 日第 4 条(1)第 5 条(2)第 6 条(3)を改訂